

## 理由

最近における内外の経済情勢等に対応するため、個別品目の関税率の見直し、輸出し、又は輸入してはならない貨物への営業秘密侵害品の追加、輸出申告及び輸入申告を行う税関官署の自由化、暫定関税率の適用期限の延長並びに関税率表の品目分類の調整等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。